

「まちづくり懇談会」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「まちづくり懇談会」(以下「懇談会」という。)の実施にあたり必要な事項について定める。

(実施目的)

第2条 懇談会は、市長の市政に対する考えを紹介するとともに、地域での取組、課題等、市政全般について市長と市民が話し合うことで、行政と市民とが一緒になり、今後のまちづくりを推進していくことを目的とする。

(主催者および申込者)

第3条 主催者は、まちづくり協議会、区、自治会連合会及び自治会とし、それぞれの代表者からの申込により実施する。ただし、市は必要に応じて主催者となることができる。

(懇談者)

第4条 懇談者は、市長と前条の主催者とする。

2 懇談者数は、懇談するのに適当と思われる20人程度を基本とするが、会場の都合等により、随時調整することとする。

(懇談内容)

第5条 懇談内容は、市政全般についての総合的な内容を原則とする。ただし、地域の課題など、具体的に懇談したい内容がある場合は、事前に申し出ることとする。

(実施日時)

第6条 実施日時は主催者又は申込者と調整することとし、1回の懇談時間は2時間程度までとする。

(実施場所)

第7条 実施場所は、集会所、老人憩の家、市内公共施設等とし、市担当者と申込者が協力して確保する。

(申込方法)

第8条 懇談会の実施を希望する者は、原則として実施を希望する日の1か月前までに「まちづくり懇談会実施申込書」により申込みをする。

(庶務)

第9条 懇談会に関する事務については、広聴担当課にて行うこととする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。